

# 「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1 政策等の題名 「(仮称) 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(案)

2 案の公表の日 平成27年9月15日

3 意見提出期間 平成27年9月15日から平成27年10月14日まで  
(30日間)

4 意見提出実績 総数1件(個人のみ)、延べ2項目  
電子掲示板 1件

## 5 お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

主なご意見の概要	区の考え方
個人番号の利用に関して、社会保障や税金関連と説明されているが、実際の利用を具体的に説明していない。報道では消費税緩和についても利用するとされているが、整理されているのか。	個人番号の利用については、番号利用法において社会保障、税、災害対策の分野の行政事務に限定され、法律においてその利用事務、利用情報が定められています。 個人番号の利用の範囲拡大については、国において施行3年をめどに制度の施行状況を確認しながら検討し、所要の措置を講じるとされています。区においても、行政手続の簡素化など区民の利便性向上と、行政運営の効率化のためなど、適切な番号利用事務の範囲について、検討を続けていきます。
システムの開発は終わっているのか。年金機構でさえウイルスに負けているのに、対策はできているのか。安全性が心配だ。	個人番号制度導入に伴うシステム開発・改修については、個人番号利用時期、情報提供ネットワーク稼動スケジュール等を見据えて、着実に進めております。 また、安全性については、法律で定められた特定個人情報保護評価を実施した上で、必要なセキュリティ対策を講じています。

## 6 政策等の修正について

お寄せいただいたご意見に基づく修正は、ありません。

## 7 問合せ先

情報政策課情報公開係

電話 03-3312-2111

## (仮称) 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (案)

### 1 趣 旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定 義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

イ 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

ウ 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

エ 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

### 3 区の責務

区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

### 4 個人番号の利用範囲

(1) 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- (2) 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- (3) 区長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- (4) 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

## 5 特定個人情報の提供

- (1) 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- (2) 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

## 6 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

## 7 その他

- (1) この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第4第2項ただし書及び同第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(2) 施行日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日までの間における第1及び第5第1項の規定の適用については、これらの規定中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

別表第1（第4関係）

機関	事務
区長	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4関係）

機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 区長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

3 区長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 区長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 区長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
6 区長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 区長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による加入員の資格の取得及び喪失に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
9 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
10 区長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

1 1 区長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務（以下「中国残留邦人等支援給付等関係事務」という。）であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
1 2 区長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 4 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
1 5 区長	外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

<p>び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	



別表第3（第5関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 区長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 区長	中国残留邦人等支援給付等関係事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
3 区長	外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの